

江戸川区SDGsオリジナルシンボルマーク使用管理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、江戸川区（以下「区」という。）がSDGsの普及啓発を図るために作成した江戸川区SDGsオリジナルシンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）の使用及び管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(仕様)

第2条 シンボルマークの仕様は、別添「江戸川区SDGsオリジナルシンボルマーク使用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」で定めたとおりとする。

(シンボルマークに関する権利)

第3条 シンボルマークに関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に掲げる権利を含む。）、その他一切の権利は、区に帰属する。

(使用の範囲)

第4条 シンボルマークを使用できるのは、次の各号に定める者とする。

- (1) 江戸川区民
- (2) 江戸川区内企業、区内で活動する団体等
- (3) 江戸川区と連携する企業、団体等
- (4) その他区長が使用申請を認める団体等

(使用申請)

第5条 前条各号に定める者のうち、シンボルマークを使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、予め「江戸川区SDGsオリジナルシンボルマーク使用申請書」（様式第1号）を江戸川区長（以下「区長」という。）に提出し、その承認を得なければならない。ただし、区長が特に申請を要しないと認めた場合はこの限りではない。

(使用承認)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合を除き、「江戸川区SDGsオリジナルシンボルマーク使用承認通知書」（様式第2号）により、シンボルマークの使用を承認するものとする。この場合において、区長は使用申請者に対して必要な条件を付することができる。

- (1) 本区の品格を傷つけ、又はSDGsの正しい理解の妨げとなるおそれがある場

合

- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に使用し、又は使用されるおそれがある場合
- (4) 特定の個人、団体等の売名に使用されるおそれがある場合
- (5) 営利目的として使用し、又は使用されるおそれがある場合。ただし、区長がSDGsの普及啓発に寄与すると認めた場合を除く。
- (6) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用されるおそれがある場合
- (7) 公益性又は公共性のない活動に使用し、又は使用されるおそれがある場合
- (8) 本区が実施する事業の妨げとなる場合
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められる場合
- (10) その他区長が使用について不相当と認めた場合

(使用料)

第7条 シンボルマークの使用料は無料とする。

(遵守事項)

第8条 第5条ただし書の規定によりシンボルマークを使用する者、及び第6条の規定による使用承認を受けてシンボルマークを使用する者（以下、これらの者をあわせて「使用者」という。）は、シンボルマークの使用にあたり、信義に基づき誠実にこれを使用するとともに、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) ガイドラインに定める使用方法に従うこと
- (2) シンボルマーク及びこれに類似する図形について、意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく意匠の登録、商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標の登録その他一切の権利を設定または登録しないこと

(改善の指示等)

第9条 区長は、使用者が前条の遵守事項を遵守していないと認めた場合、又は使用者による使用が第6条各号（同条（9）を除く。）のいずれかに該当すると認めた場合は、いかなる場合においても使用者に改善を指示することができる。

2 区長は、使用者が前項の改善指示に従わない場合は、シンボルマークの使用を差し止めることができる。この場合において、使用者は区長の指示に従い、速やかにシンボルマークの使用を中止し、及びシンボルマークの複製物を廃棄又は回収しなければならない

い。

- 3 区長は、使用者によるシンボルマークの使用が第6条（9）に該当すると認めた場合、前項に規定する改善指示を要することなく、直ちに使用の差し止めを求めることができる。この場合においては、前項第二文の規定を準用するものとする。
- 4 第1項に規定する改善指示又は第2項若しくは前項に規定する使用差止請求により、使用者及び関係者に損害が生じた場合であっても、本区はその損害について、一切の賠償責任を負わない。

（使用者の責任）

- 第10条 使用者がシンボルマークの使用により本区に損害又は損失を与えた場合、本区に対し、当該損害又は損失を賠償しなければならない。
- 2 シンボルマークの使用に起因した事故、苦情又は第三者との紛争が生じた場合、使用者はその旨を本区に報告するとともに、自己の責任と負担において速やかに対応するものとし、本区は損害賠償、損失補填その他法律上の一切の責任を負わない。

（調査等）

- 第11条 区長は使用者に対し、シンボルマークの使用状況について調査を行い、又は使用状況を証する書類の提出を求めることができる。

（使用実績の報告）

- 第12条 区長は使用者に対し、シンボルマークの使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができる。

（補則）

- 第13条 この要領の施行について必要な事項は、区長が定める。